

京都市選挙管理委員会告示第2号

平成31年4月11日京都市下京区夷馬場町20番地4西山信昌からあった平成31年4月7日執行の京都市議会議員下京区選挙区一般選挙における当選の効力に関する異議申出について、次のとおり決定した。

令和元年5月9日

京都市選挙管理委員会

委員長 松野 公一郎

決 定 書

異議申出人 京都市下京区夷馬場町20番地4
西山 信昌

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成31年4月11日付けで提起された平成31年4月7日執行の京都市議会議員下京区選挙区一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、京都市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

1 異議申出の要旨

(1) 異議申出の趣旨

本件選挙における当選人かまの敏徳（以下「当選人」という。）の当選は無効とする決定を求める。

(2) 異議申出の理由

本件選挙において、落選した申出人の得票数と最下位で当選した当選人の得票数の差がわずか6票であったこと及び無効票が386票と他の選挙区と比較しても比較的高い発生率であったことから、本件選挙の有効投票及び無効投票の再確認を求める。

2 経過

- 平成 31 年 4 月 11 日 申出人による本件異議申出の提起
- 平成 31 年 4 月 18 日 当委員会による本件異議申出の受理の決定
- 平成 31 年 4 月 25 日 当委員会による本件異議申出に係る審理
- 令和元年 5 月 8 日 当委員会による本件異議申出に係る審理及び決定

3 異議申出の根拠及び判断基準

(1) 異議申出の根拠

本件異議申出は、当選人の当選の無効の決定を求める趣旨であることから、公職選挙法第 206 条第 1 項に規定する当選の効力に関するものであると認められる。

(2) 当選無効に関する判断基準

公職選挙法には、当選の効力に関する規定がなく、当選無効に関する争訟においては、平成 4 年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決（「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」）が判断基準となる。

4 決定の理由

本件異議申出は、公職選挙法第 206 条第 1 項に規定する当選の効力に関するものであることから、その審理にあたっては、前述のとおり、平成 4 年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決（「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」）を判断基準として、申出人が主張する本件異議申出の申出理由に当選無効の原因となり得べき違法事由が認められるかどうかを判断する。

本件異議申出については、当選人の当選無効を求めて、本件選挙の有効投票及び無効投票の再確認を主張し、当選人と異議申出人の得票差が 6 票であること、無効投票の数が 386 票であること及び無効投票の発生率をその理由としている。

本件選挙においては、公職選挙法に定める開票管理者のもと、各候補者から届け出ら

れた6名の開票立会人の立会いを得て、適正に開票が行われており、当選人と異議申出人の得票差が6票であること、無効投票の数が386票であること及び無効投票の発生率は、それぞれが適正な開票の結果であって、何ら違法性はない。

したがって、本件異議申出の申出理由に当選無効の原因となり得べき違法事由が認められないことから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年5月8日

京都市選挙管理委員会

委員長 松野 公一郎

教示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

(選挙管理委員会事務局選挙課)